

金融庁 2023 事務年度 金融行政方針の公表と主なポイント

金融ニューズレター

2023 年 9 月 26 日号

執筆者:

[有吉 尚哉](#)

n.ariyoshi@nishimura.com

[藤澤 美緒子](#)

m.fujisawa@nishimura.com

1. はじめに／2023 事務年度 金融行政方針の構成

(1) はじめに

2023 年 8 月 29 日、金融庁により「2023 事務年度 金融行政方針」（以下「2023 年方針」という。）が公表された¹。

金融庁は、平成 27 事務年度から事務年度（7 月～翌年 6 月）ごとに、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向けいかなる方針で金融行政を行っていくかを、金融行政方針として公表してきた。平成 30 事務年度以降は、前事務年度の金融行政方針に基づく取組の進捗状況や実績の評価、現状分析及び問題提起²と、これらを踏まえた新事務年度の方針とをあわせて公表している。

金融実務に携わる者にとっては、金融庁がどのような現状分析・課題認識に立っているかを理解するとともに、次の 1 年の金融行政や金融関連制度の動きを予測するための参考となるものである。

(2) 2023 年方針の構成

2023 年方針は、「概要・主なポイント」、「本文」、「コラム」、「実績と作業計画」の四部構成となっている。まず、冒頭の「概要・主なポイント」で全体像を示し、その上で、2023 事務年度の金融行政の重点課題とされる以下のⅠ．～Ⅳ．について、「本文」でこれらに対する取組方針を、参考資料の位置づけとなる「コラム」で関連する議論・課題や金融庁の取組の状況を、それぞれ示している。そして、「実績と作業計画」で以下のⅠ．～Ⅳ．について昨事務年度の実績と 2023 事務年度の具体的な作業計画がまとめられている。作業計画は「本文」中の取組方針のより詳細な内容である。

（2023 事務年度の重点課題）

- Ⅰ． 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ
- Ⅱ． 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する
- Ⅲ． 金融システムの安定・信頼を確保する
- Ⅳ． 金融行政を絶えず進化・深化させる

¹ 2023 年 8 月 29 日「2023 事務年度金融行政方針について」 (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/20230829/20230829.html>)

² 平成 29 年事務年度までは、前事務年度の金融行政方針に基づく取組の進捗状況等は、「金融レポート」として「金融行政方針」とは別に公表されていたが、PDCA サイクルに基づく業務運営を強化する観点から、平成 30 事務年度に「金融行政方針」に統合された。

本稿では、上記の重点課題のうちⅠ．～Ⅲ．の項目³に関して、2023 事務年度に取り組むとされている事項の主なポイントを解説する。

2. 重点課題Ⅰ．経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

金融庁は、金融機関に対し、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや、事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいくことを表明し、以下の取組などを行うとしている。

(1) 社会経済情勢の変化に応じた事業者支援の推進

- ① 「事業者支援の一層の推進」として、資本金劣後ローンや地域経済活性化支援機構（REVIC）のファンドの活用等、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を金融機関に促す。金融機関へのヒアリング等を通じて事業者支援の取組状況を確認し、把握した課題等についての継続的な対話を行う。
- ② 「事業者支援能力の向上」として、地域金融機関の職員が事業者支援のノウハウ・知見を共有する取組、経営人材のマッチングの促進等を行う。金融機関の現場職員が円滑に事業者支援に取り組めるよう、担当先の経営支援にあたって優先順位付けを行う際に活用しうる AI モデル⁴の高度化に向けた研究・課題の整理や、「業務別支援の着眼点⁵」の対象業種の拡充と普及促進に取り組む。
- ③ 「事業者支援のさらなる促進に向けた対応」として、経営改善支援や事業再生支援等に取り組む地域金融機関のビジネスモデルや職員のインセンティブとの整合性の観点から課題を調査・分析し、これを踏まえた事業者支援の促進策の検討を進め、対外的に発信する。

(2) 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

- ① 「経営保証に依存しない融資慣行の確立」として、「経営者保証改革プログラム⁶」を推進し、金融機関における、改正監督指針⁷に基づく保証契約の必要性等の説明件数や、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況の把握等を行う。

³ 重点課題Ⅳ．は、金融庁自らの金融行政の高度化等についての項目であり、民間の事業者に直接関わる内容ではないため、本稿では解説の対象としない。

⁴ 「AI や ICT 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究について」
(<https://www.fsa.go.jp/policy/chuukai/index.html#ai>)

⁵ 「『業種別支援の着眼点』について」 (<https://www.fsa.go.jp/policy/chuukai/index.html#gyousyubetu>)

⁶ 2022 年 12 月 23 日「経営者保証改革プログラムの策定について」 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>)

⁷ 2022 年 12 月 23 日「『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について」 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-4/20221223-4.html>)

- ② 「事業全体に対する担保権の早期制度化」として、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告⁸を踏まえ、事業成長担保権の制度化のための関連法案の早期提出を目指すとともに、制度趣旨について金融機関や事業者等の理解促進に取り組む。

3. 重点課題Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

金融庁は、「成長と資産所得の好循環⁹」を実現するため、資産運用立国の実現と資産所得倍増プラン¹⁰の推進を行うこと、また、気候変動問題への対応やダイバーシティ促進、デジタル社会の実現、スタートアップ支援など、様々な社会課題の解決が新たな市場創造に繋がるよう、金融面での環境整備を進め、社会課題解決と経済成長の両立を目指すことを表明し、以下の取組などを行うとしている。

(1) 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

- ① 「資産運用立国に向けた取組の推進¹¹」について、
- ・ 「資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化」として、家計金融資産等の運用を担う資産運用会社やアセットオーナーに対して、運用力の向上に必要な取組を促すとともに、これを後押しするための環境整備を行い、また、ガバナンスの向上を後押しするための環境整備¹²を行う。
 - ・ 「スチュワードシップ活動の実質化」として、「コーポレート・ガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム¹³」を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対しスチュワードシップ活動の実質化に向けた取組を促す。企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直し等は、2023年中に結論を得て¹⁴、関連法案の早期の国会提出を目指す。
 - ・ これらの他、資産運用に関し、「新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進」、「運用対象の多様化¹⁵」及び「国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備」に取り組む。
- ② 「新しいNISA制度の普及・活用促進」として、新しいNISA制度の開始（2024年1月）に向け、制

⁸ 2023年2月10日「金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告の公表について」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210.html）

⁹ 家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がることが「成長と資産所得の好循環」とされている。

¹⁰ 2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定「資産所得倍増プラン」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf）

¹¹ 資産運用立国に向けた取組について、具体的な政策プランは、新しい資本主義実現会議の下で年内に策定することとされている。

¹² 特に、金融グループに属する資産運用会社に関しては、グループ内での経営戦略上の地位付けや経営陣の選定、運用人材育成の状況も注視することとされている。

¹³ 2023年4月26日「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（6））の公表について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>）

¹⁴ 2023年6月5日より「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討が行われている。

¹⁵ スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化等が例示されている。

度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。顧客の安定的な資産形成支援という NISA 制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、回転売買の勧誘行為の防止¹⁶等の観点から、モニタリングを実施する。

- ③ 「金融経済教育の充実」として、「金融経済教育推進機構」の設立（関連法案の成立・施行を前提に、2024 年春設立、同年夏本格稼働を目指す。）等に取り組む。

(2) 金融資本市場の活性化

- ① 「スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化」として、
- ・ スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資の円滑化のため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の活性化に向けた環境整備に取り組む。プライマリー取引については、株式投資型クラウドファンディングの環境整備、特定投資家私募や少額募集のあり方、スタートアップの特性にも配慮した有価証券届出書のあり方の検討、セカンダリー市場については、私設取引システム（PTS）認可要件の緩和等の検討を行うこととされている。
 - ・ 東京証券取引所において、グロース市場の上場維持基準のあり方を検討するとともに、上場ベンチャーファンドの活性化に取り組む。
 - ・ 融資を含むスタートアップへの資金供給やその他の支援の状況について、銀行等のモニタリングを通じて確認・フォローする。特に、ベンチャーデットの供給促進に向けた取組を行う。
 - ・ 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和を進める。
 - ・ 外務員の二重登録禁止規制等に係る銀証ファイアーウォール規制のあり方等について検討する。
- ② 「コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実」として、
- ・ 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえた取組を進める。
 - ・ 投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレート・ガバナンス改革を支える観点から、グローバル投資家の期待に応える企業群の見える化や、非財務情報の開示の充実を図るための施策を進める。
 - ・ 開示の効率化を図る観点から、関連法案の成立を前提に、2024 年 4 月の施行に向けて、東京証券取引所と連携した四半期決算短信の見直し、関係政府令・四半期レビュー基準の整備を行う。
- ③ 「市場に対する信頼の確保」として、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上等に取り組む。

(3) サステナブルファイナンスの促進

- ① 「企業のサステナビリティ開示の充実」として、サステナビリティ開示の内容について継続的な充実を図り、開示府令の改正¹⁷を踏まえたサステナビリティ開示の好事例をとりまとめて公表する。サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方等についても、検討を進める。

¹⁶ NISA 口座の成長投資枠を使用した回転売買が行われていないか、監督指針上の留意点として明確化することが示されている。

¹⁷ 2023 年 1 月 31 日「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>)

- ② 「GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進」として、
 - ・ 金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む、移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進める。
 - ・ 中堅・中小企業の脱炭素を含む地域での GX 投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援する。
 - ・ アジアの GX 投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体を設置して実践的課題を集約・発信し、あわせて「アジア GX 金融ハブ」の実現に取り組む。
- ③ 「インパクト投資の推進」として、「インパクト投資に関する基本的指針（案）¹⁸」の最終化を目指す。インパクトスタートアップや地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。
- ④ これらの他、「サステナビリティデータの集約」及び「ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等¹⁹」に取り組む。

(4) デジタル社会の実現

- ① 「フィンテックの推進に向けた取組」として、国内外の事業者の参入を促進するため、「Fintech サポートデスク」の機能や体制を強化する。金融機関と国内外のフィンテック事業者との連携強化のためのミートアップの開催や、IT ガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・DX に向けた取組の好事例の発信等を行う。
- ② 「Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組」として、
 - ・ ステブルコイン（電子決済手段等）²⁰の円滑な発行・流通に向けた環境整備を行う。
 - ・ 期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産について、法令上・会計上のあり方を含め、税制上の扱いを検討する。
 - ・ セキュリティトークンの流通の枠組（PTS 認可のあり方等）や税制上の扱いについて引き続き検討する。
- ③ 「決済インフラの高度化・効率化」を推進する。

¹⁸ 2023 年 6 月 30 日「『インパクト投資に関する基本的指針（案）』への意見募集について」
(https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630_3.html)

¹⁹ 昨事務年度に公表された「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/20221215.html>) への賛同を促す、ESG 投信に関する監督指針改正
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html>) の浸透を図る等の取組を含む。

²⁰ 2023 年 6 月に施行された資金決済に関する法律等の改正において、電子決済手段等に関する制度が整備されている。

4. 重点課題Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

金融機関においては、取り巻く環境が変化する中でも、健全性を維持しつつ、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められることから、金融庁は、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していくことを表明し、以下のような「業態横断的なモニタリング方針」及び「業種別モニタリング方針」を示している。

(1) 業態横断的なモニタリング方針

2023 年方針では、「本文」において、以下のような主立った項目についてモニタリング方針が示され、「実績と作業計画」において、詳細な着眼点が記述されている。

- ① 「**経営基盤の強化と健全性の確保**」として、
 - ・ 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、その経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
 - ・ グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、金融システムの安定に与える影響について分析する。
- ② 「**利用者目線に立った金融サービスの普及**」として、
 - ・ 「**顧客本位の業務運営**」について、金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。特に、販売・管理態勢等の課題を踏まえ、以下のような点について重点的にモニタリングを行う。

- (ア) リテールビジネスへの経営陣の関与状況
- (イ) 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
- (ウ) 顧客本位の業務採井を実現するための「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
- (エ) 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、高リスクの金融商品の販売・管理態勢
- (オ) 実効性ある検証・牽制態勢を含めた PDCA の実践状況

- ・ この他、「顧客に寄り添った金融サービス²¹」、「多重債務問題への対応等」及び「特殊詐欺、不正送金、投資詐欺の防止」といった項目が挙げられている。
- ③ 「**世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応**」として、「マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化」、「サイバーセキュリティの強化」、「経済安全保障上の対応」及び「システムリスク管理態勢の強化」といった項目が挙げられ、これらについて、世界情勢を踏まえた対応を促すこととされている。

²¹ 高齢者、障がい者及び外国人の顧客への対応や、旧姓名義による口座開設の対応が課題として示されている。

(2) 業種別モニタリング方針

2023 年方針では、「本文」において、主要行等、地域金融機関、証券会社、保険会社に関して、主立った項目についてモニタリング方針や着眼点等が示され、「実績と作業計画」において、上記以外の業態に対するものも含め、詳細な着眼点等が記述されている。これらは多岐にわたるが、以下では、主要行等、地域金融機関、証券会社、保険会社について、方針及び主な着眼点等を紹介する。

- ① 「**主要行等**」については、我が国経済に大きな影響力を有し、質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められているため、上記(1)「業態横断的なモニタリング方針」の各項目に関し、業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢が確立されているか、モニタリングを行うこととされている。

主な着眼点等	
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> 内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。
市場・流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外部流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、高度化を促す。 ネット専業銀行等についても流動性リスク管理態勢に係るモニタリングを行う。
ガバナンス・横断的リスク	<ul style="list-style-type: none"> 各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。 政策保有株式について、保有意義や縮減計画の進捗を確認する。 主要行等が国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、IT・システム等のあり方について対話を行う。

- ② 「**地域金融機関**」については、その役割を果たしていくために、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルの確立が重要であるとし、地域金融機関は、様々な課題を抱える一方で、経営資源に一定の制約を有する場合が多いことから、経営改革を進めるためには、その置かれている経営環境等を踏まえた上で、課題解決に向けどのように経営資源を配分していくか検討することが不可欠であり、金融庁・財務局は、こうした点に十分配慮しながら地域金融機関との対話を行うとされている。

主な着眼点等	
	<ul style="list-style-type: none"> 各行のガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用していく。具体的には、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役と対話を行う。 国内外の金融経済情勢、とりわけわが国の金融政策・金利動向や大口与信先の状況等が地域銀行に与える影響や各行の対応を把握する。 各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢のほか、一部金融機関で増加が見られる LBO ローン、不動産業ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、必要に応じ検査等も活用し、モニタリングする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性商品の販売に関しては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて対話を実施していく。
その他（個別業態）	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組織金融機関について、金融仲介機能の発揮状況や人的投資・人材育成の取組状況等について対話を進めるとともに、収益性向上に向けた様々な工夫を促す。

- ③ 「証券会社」については、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正の確保に積極的に貢献することが求められるとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として期待されている。

主な着眼点等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組債等の高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令等に則っているかモニタリングを行うとともに、プロダクトガバナンス²²の強化も含め、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉える普段の取組が行われるよう対話を通じて促していく。 ・不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行う。 ・取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルのあり方につき経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促す。

- ④ 「保険会社」については、法令遵守、保険契約者の保護が厳しく求められ、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要であることは言うまでもないとして、不適切事案について、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、保険契約者の保護に欠ける問題があった場合には法令等に基づき厳正に対応するとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組むこととされている。

主な着眼点等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、持続的なビジネスモデルを構築する。 ・保険会社の海外進出や子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を、海外当局とも連携しつつ対話を通じて促進する。 ・資産運用の状況を含めた財務の健全性について、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行う。また、経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて、具体的な検討を進める。 ・損害保険会社に対して、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、総合的リスク管理（ERM）の高度化、顧客ニーズやリ

²² プロダクトガバナンスとは、金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うことと説明されている。

スク実態等を踏まえた補填内容・保険料率の見直し等の対応を促す。また、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた取組を促す。

- ・生命保険会社に対して、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行う。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com